Gender Equality
男　女　共　同
知ると、少し、考える

This month's column

今月のコラム

Vol.5「ＤＶ根絶と被害者の支援」

ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）は一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力という意味です。「暴力」には身体的、精神的・社会的、経済的、性的暴力等があります。被害者は、「自分さえ我慢すればいい」と思う傾向がありますが、それは間違いで、ＤＶは人権侵害であり、犯罪となりうる行為です。また、子どもの前での配偶者への暴力行為は、児童虐待にあたります。両親の暴力を見ることで、子どもにも重大な影響を及ぼすからです。

昨年、県が行った「男女共同参画に関する県民意識調査」によると、女性の３人に１人、男性の６人に１人がＤＶを受けたことがあると回答し、ＤＶが身近な問題であることが明らかになりました。

ＤＶ被害者を守るため、全都道府県にＤＶの配偶者暴力相談支援センターが設置されており、相談から一時保護まで、支援を行っています。

毎年11月は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。この機会に、ＤＶの問題について考えてみませんか。

Book introduction
本の紹介

「女の子が生きていくときに、覚えていてほしいこと」
（著／西原理恵子）

七転び八転びしながら仕事に全力投球し子どもを必死に育てあげたサイバラかあさんが、今だからこそ言っておきたい、厳しくもハートフルな人生指南。「あたしさえ辛抱すれば、は間違い」、「あなたの人生は、あなたが幸せになるためにある」など、経験則にもとづく幸せのメッセージが胸に響く一冊です。

Information
お知らせ

女性のための無料法律相談のお知らせ

女性のための法律 110 番

11 月 12 日から 25 日まで「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。女性弁護士が電話と面談で相談に応じます。

■日時　平成 29 年 11 月 24 日（金）　10：00 ～ 16：00

■電話　099-221-6631

◎お問い合わせ先：鹿児島県男女共同参画センター相談室

☎ 099-221-6630

◀パープルリボン
女性に対する暴力をなくす運動のシンボルマーク です。

広告　ここは有料広告のページです。申込先：㈲垂水中央印刷（垂水市指定有料広告代理店）☎ 0994-32-0315 ／ 1 枠：横 88mm ×縦 113mm：19,000 円～